

令和5年度第2回
さいたま市福祉有償運送運営協議会
議 事 要 旨

【開催要領】

1. 開催日時：令和5年7月26日（水）10：00～11：10
2. 場 所：ときわ会館5階 小ホール
3. 出席委員：15人（敬称略・50音順）

伊藤 みどり	特定非営利活動法人全国移動サービスネットワーク
遠藤 浩司	埼玉交通運輸労働組合
大熊 聖也	埼玉県企画財政部交通政策課
大野 政子	住民又は旅客
兼山 和夫	福祉局長寿応援部
川邊 明里	福祉局障害福祉部障害福祉課
清水 孝夫	埼玉県個人タクシー協会
瀧口 修一	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
田辺 裕行	子ども未来局総合療育センターひまわり学園総務課
富澤 文雄	福祉局長寿応援部介護保険課
中山 舞	社会福祉法人久美愛園
西淵 亮	福祉局障害福祉部
増野 美七海	埼玉運輸支局
山本 宏	社会福祉法人さくら草
吉田 亀司	福祉局生活福祉部
4. 欠席委員：1人（敬称略・50音順）

明石 幸世	一般社団法人埼玉県タクシー・ハイヤー・福祉協会
-------	-------------------------
5. 傍聴人：0人

【次第】

1 開 会

2 協 議

更新登録の申請に係る協議について

(1) 特定非営利活動法人 さいたま市視覚障害者福祉協会

(2) 一般社団法人 onehand

対価の変更申請に係る協議について

(1) 一般社団法人 ジーバー

3 報 告

軽微な事項の変更等について

4 閉 会

【配付資料】

○令和5年度第2回さいたま市福祉有償運送運営協議会次第

○令和5年度さいたま市福祉有償運送運営協議会委員名簿

○令和5年度第2回さいたま市福祉有償運送運営協議会席次表

○資料1 更新登録申請書（特定非営利活動法人 さいたま市視覚障害者福祉協会）

○資料2 更新登録申請書（一般社団法人 onehand）

○資料3 対価に関する変更申請書（一般社団法人 ジーバー）

○資料4 軽微な事項の変更等について

○参考資料

【要旨】

●更新登録の申請に係る協議について（特定非営利活動法人 さいたま市視覚障害者福祉協会）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○特定非営利活動法人 さいたま市視覚障害者福祉協会 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

吉田会長 福祉有償運送の事業をされていく中で、事業者の視点で感じていることなどはありますでしょうか。

事業者 視覚障害者の方に対する同行援護が事業の主体となっておりますが、利用者の方々の利便性を高めるために福祉有償運送事業を始めました。今のところ利用者様は少し少なく、月に2、3人くらいの利用で、宣伝もちょっと少ないかとは思いますが、実際のサービスの中での問題点は特に感じませんし、十分な対応はできていると考えております。

伊藤委員 2点伺います。一つ目は実際の利用のケースは同行援護と福祉有償運送が連続してセットになった形で実施されているのか、別々に独立した形で実施されているのか、実際の流れを教えてくださいたいです。もう一つは持込車両の保険のことですが、以前は福祉有償運送で使用すると保険が下りないとされていた保険会社に加入されている車両が1台あると伺いまして、今回そういった確認を取られているかについて教えてください。

事業者 1番目のご質問ですが、同行援護が主体ですので、同行援護の資格を持った者が福祉有償運送のドライバーとして入っていますので、そのままの流れで利用するというのが前提です。

伊藤委員 お一人でサービス提供されるということでしょうか。

事業者 はい。もう一点についてですが、全てのドライバーに確認しましたところ特に問題ありませんとのことで、当該の保険会社については月に1、2回など利用が少なければ保険が下りる旨の確認を取ったということです。

山本委員 複数乗車の運賃設定ですが、最初にお一人乗せて、30分後にもう一人お乗せして30分で目的地に着いた場合は、最初の方は1,000円、もう一人の方は500円という運送対価ということでしょうか。

事業者 基本的に途中から乗せるということはなく、これまでもそういうことはなかったです。

吉田会長 今回料金額を変更されておりますが、その辺の事情をお教えてください。

事業者 当初複数乗車の対価設定について詳しく詰めておらず、一昨年8月時点では2人乗車が一人当たり300円でした。11月に600円に値上げしましたが、今回の更新にあたり、お一人の対価が1,000円なのでそれにあわせてお二人の場合は500円ずつにしようと思いました。

○特定非営利活動法人 さいたま市視覚障害者福祉協会 退室

○特定非営利活動法人 さいたま市視覚障害者福祉協会の申請について全会一致で合意

●更新登録の申請に係る協議について（一般社団法人 onehand）

○事務局より、更新登録申請の概要説明

○一般社団法人 onehand 入室

○委員と申請事業者の間で、以下のとおり、質疑応答を実施

吉田会長 福祉有償運送の事業をされていく中で、事業者の視点で感じていることなどはありますでしょうか。

事業者 事故に気を付けながら、私どもは幸い事故・違反はないのですが、そういったところを常に注意しながら行っております。利用者様も騒いだりすることなくご乗車いただいておりますので、特に問題はございません。最近ガソリン代が高騰してきているので、料金の方はトントンかどうかというところですが、利用者様に毎日利用していただいているので、こちらも頑張らせていただいております。

伊藤委員 複数乗車についてお伺いしたいのですが、実際に複数乗車を利用されるケースがあるのかどうか、その場合生活サポート事業は使っているのかいないのか、混じっているのか教えてください。

事業者 今、複数乗車をされている方は同じ事業所に通われている方が3名おりました、料金的には生活サポート事業ですと1時間950円ですので、30分だと475円にして、それを3人で割った金額で利用していただいております。3名だと一人150円、4名だと一人100円という形になります。生活サポート事業ですが、1名乗車でどこかにお出かけする場合は、生活サポート事業で1時間なら950円となります。それ以外の場合は複数乗車ということでやっております。

伊藤委員 毎日利用されるということで、生活サポート事業の上限を超えてしまい、年度の途中から自費利用という方も出てきますか。

事業者 複数乗車での毎日の送迎は生活サポート事業にカウントしておりませんので、生活サポート事業ですと年150時間ですがそこまで達することはありません。

伊藤委員 そうすると申請書の2名の場合一人200円、3名の場合一人150円、4名の場合一人100円というのは、生活サポート事業を適用しない場合だと理解してよろしいですか。

事業者 はい。片道でかかっても10分、15分なので、それを毎日生活サポート事業で30分として475円でいただくと利用者様の負担になると考えてそうしております。

伊藤委員 利用者の方のご事情を配慮したということですね。ただ、生活サポート事業でないため補助は出ないから、利用者負担だけで運営されているということですね。

清水委員 それで持続可能な事業として成り立ちますか。

事業者 生活サポート事業が全くないわけではないのと、3棟あるグループホームの支援員として活動しており、その中で運転ができる4名を選んで交代をしながら福祉有償運送をやっております。

○一般社団法人 onehand 退室

○一般社団法人 onehand の申請について全会一致で合意

●対価の変更申請に係る協議について（一般社団法人 ジーバー）

○事務局より、対価の変更申請の概要説明

○一般社団法人 ジーバーの申請について、全会一致で合意

●報告事項について

○事務局より、軽微な事項の変更（登録車両の増減等）、事故報告について、資料4に基づき説明

⇒事故報告に関連して、補償の重要性と高齢者ドライバーのあり方について意見交換

以上